

hokumo サービス利用規約

令和8年3月26日版

第1章 総則

第1条 (規約の適用)

当社は、「hokumo サービス利用規約」(以下、「本規約」といいます。)を定め、本規約により hokumo サービス(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。

2 第4条(通知)に基づく通知、当社がその他の方法で行う案内および注意事項等(以下、「本規約外通知等」といいます。)は、本規約の一部を構成するものとし会員はこれに従うものとします。ただし、本規約の内容と本規約外通知等の内容が異なる場合は、本規約の内容が優先します。

3 当社が別に定める特約について、用語の定義および特約に記載のない事項は本規約に則るものとし、本規約と特約が抵触する場合は、特約が優先するものとします。ただし、当社の会員に対する責任は、特約上の当社の免責に関する規定にかかわらず、本規約の定め(責任の制限)が優先されるものとします。

4 本規約は、当社が本サービスのオプションとして提供するサービス(以下、「オプションサービス」といいます。)にも適用されます。用語の定義およびオプションサービス規約に記載のない事項は本規約に則るものとし、各オプションサービス規約において別段の定めがある場合は当該オプションサービス規約における規定が優先されます。ただし、当社の会員に対する責任は、オプションサービス規約上の当社の免責に関する規定にかかわらず、本規約の定め(責任の制限)が優先されるものとします。

第2条 (規約の変更)

当社は、民法548条の4第の定めに従い、会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。本規約を変更する場合、変更後の本規約の効力発生時期およびその内容を当社のウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、または会員に通知します。この場合、提供条件等は変更後の規約によります。

第3条 (用語の定義)

本規約で使用する用語の意味は、それぞれ次のとおりとします。

(1) 「会員」

当社と本サービスの利用に関する契約を締結している者をいいます。

(2) 「本契約」

当社と会員の間で締結される、本サービスの提供を内容とする契約をいいます。

(3) 「オプション契約」

当社と会員の間で締結される、本サービスのオプションサービスの提供を内容とする契約をいいます。

(4) 「端末機器」

本サービスを利用するために必要な通信機器をいいます。

(5) 「SIM 等」

SIM カードおよび eSIM の総称をいいます。

(6) 「SIM カード」

会員識別番号その他の情報を記憶することができる IC カードであって、本サービスの提供にあたり、当社から会員へ貸与されるものをいいます。

(7) 「eSIM」

会員識別番号その他の情報を、端末機器に内蔵された識別情報記録機能に電磁的方法により記録して利用する加入者識別情報をいいます。

(8) 「個人情報」

個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。

(9) 「ユニバーサルサービス料」

電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)に定める基礎的電気通信役務の安定した提供の確保に必要な負担にあてるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金および負担金算定等規則(平成 14 年総務省令第 64 号)により算出された額に基づいて、当社が定める料金をいいます。

(10) 「主回線」

主として通話サービスを提供するための回線をいいます。

(11) 「副回線」

主としてデータ通信サービスを提供するための回線をいいます。

(12) 「接続事業者」

主回線については株式会社 NTT ドコモ、副回線については楽天モバイル株式会社をいいます。

(13) 「提供ソフトウェア」

本サービスまたはオプションサービスの利用にあたり、当社が会員に対してその利用を許諾するソフトウェア(アプリを含みますが、これに限られません。)の総称をいいます。

(14) 「電話リレーサービス料」

聴覚障害者等による電話利用の円滑化に関する法律(令和 2 年法律第 5 3 号)に定める電話リレーサービス提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則(令和 2 年総務省令第 1 1 0 号)により算出された額に基づいて、当社が定める料金をいいます。

第 4 条 (通知)

当社から会員への通知は、会員が当社に登録したメールアドレス宛の電子メール、登録した住所宛の書面の郵送または当社ホームページ上での掲載等、当社が適当と判断する方法により行うものとします。

2 前項の通知は、当社が当該通知の内容をホームページ上に表示した時点または電子メールもしくは書面等が当社より発信された時点より効力を生じるものとします。

第2章 契約

第5条 (契約の単位)

本サービスは、1つのSIMカード及びeSIM毎に1の本契約が成立するものとします。

2 会員が個人である場合、本サービスについて、当該申込サービス以外の当社が提供する他のサービス（以下、「他サービス」といいます。）を含め同一名義で最大5の契約を申し込むことができるものとします。会員が法人である場合、本サービスの契約上限数は別に定めるものとします。

第6条 (申し込みの方法)

本サービスの申し込みにあたっては、本規約に同意のうえ、当社所定の手続きに従って行うものとします。

2 オプションサービスの申し込みにあたっては、本規約および当該オプションサービス規約に同意のうえ、当社所定の手続きに従って行うものとします。

第7条 (申し込みの承諾)

当社は、本サービスの申し込みがあったときは、原則として受け付けた順序に従ってその契約の申し込みを承諾します。ただし、本サービスの申し込み後、申込者の都合による申し込みの取り消しはできないものとします。

2 当社による申し込みの承諾の意思表示は、会員の申し込みの方法毎に、以下に定めるとおり行われるものとします。

- (1) 店舗申し込み SIM等を受け渡した日
- (2) 店舗申し込み登録先住所受け取り 当社から会員に対して契約が成立した旨を記載したメールを発信したとき。
- (3) オンライン申し込み 当社から会員に対して契約が成立した旨を記載したメールを発信したとき。
- (4) オンライン申し込み店舗受け取り 当社が会員に対してSIM等を引き渡したとき。
- (5) その他当社が定める方法で申し込みの承諾を行ったとき。

3 本サービスの申し込みをする者は、前項の定めに関わらず、次の場合には当社がその申し込みを承諾しないことがあることをあらかじめ了承するものとします。

- (1) 本サービスの提供をすることが当社の業務の遂行上または技術上著しく困難なとき。
- (2) 本サービスの申し込みをした者が、他サービスの料金または工事に関する費用等の支払いを現に怠っている、怠るおそれがあるまたは過去に怠ったことがあるとき。
- (3) 本サービスの申し込みをした者が、本サービスもしくは他サービスにおいて利用停止または解約をされたことがあるとき。
- (4) 本規約に違反している、もしくは違反するおそれがあるとき、または過去に違反したことがあるとき。
- (5) 本サービスの申し込みをした者が、申し込みにあたり虚偽の届出をしたとき。
- (6) 本サービスの申し込みをした者が、制限能力者であって、申し込みにあたり法定代理人等の同意を得ていないとき。
- (7) その他、上記に準ずる場合で、当社が申し込みを承諾することが不相当と判断したとき。

4 オプションサービスの申し込みについて、前3項を準用します。

第8条（契約の成立）

本サービスの申し込みに対して、第7条（申し込みの承諾）で定める当社の承諾があった時点で本契約が成立するものとします。

2 本条の定めにかかわらず、当社が、会員の登録先住所にSIMカードおよび端末機器を配送したにも関わらず、会員の所在不明や受け取り拒否等によりSIMカードおよび端末機器の引き渡しができず、かつ、当社が別途通知する期間を経過してもなお当該会員から何ら連絡がない場合、または、会員が携帯電話番号ポータビリティの適用を受けて申し込んだ場合に、SIMカードの開通手続きが完了できなかった場合、本契約は当然に取り消しとなり、本契約の成立時点に遡って本契約が成立しなかったものとみなされます。なお、本規約の他の定めにかかわらず、本項に基づき、本契約が取り消しとなった場合でも、会員は当社に対し、契約事務手数料およびSIMカード手配料、ならびに端末機器代金（端末機器の引渡しが完了している場合）を支払うものとします。

第9条（権利義務譲渡の禁止）

会員は、本契約およびオプション契約のいずれにおいても、その契約上の地位および本契約から生じる権利義務を第三者に譲渡または担保に供することはできません。

第 10 条（届出事項の変更等）

会員は、当社への届出事項（氏名、住所、請求書の送付先、電話番号およびメールアドレス等）に変更があったときは、速やかに当社所定の手続きに従い届け出るものとします。

2 前項の届出を怠ったことにより、会員に対する当社からの通知が到達しない等、不利益を被った場合においても、当社は一切責任を負わないものとし、当社からの通知は通常到達すべきときに到達したものとみなされます。

第 11 条（会員の地位の承継）

法人の合併等により会員の権利義務の承継が発生した場合、会員の地位も承継されるものとし、合併後存続する法人または合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、速やかに当社所定の手続きに従い届け出るものとします。

2 会員が死亡した場合、本契約およびオプション契約は終了または承継されるものとし、相続人はそれを選択することができるものとします。ただし、当社は当該会員の相続人等からの契約終了の通知を受領しない限り、料金等の請求をできるものとします。なお、相続人等が行う契約終了の通知方法は、第 12 条（会員による解約）に準ずるものとします。

3 前項の場合に、相続人が会員の地位の承継を希望するときには、正当な相続人であることを証明する書類を添えて、速やかに当社所定の手続きに従い届け出るものとします。

4 前項の場合に、相続人が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出るものとします。また、これを変更したときも同様とします。

5 当社は、前項に定める代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの 1 人を代表者として取扱うことができるものとします。

第 12 条（会員による解約）

会員は、本契約またはオプション契約の解約をしようとするときは、あらかじめ当社所定の方法により通知するものとします。

2 当社は、当月末までに前項の通知を確認できた場合、翌月末日をもって解約手続きを行うものとします。ただし、当社が別に定める場合においては、この限りではありません。

3 当社は、会員がインターネットによるオンライン解約手続きを行う場合で、当月末までにその手続きの完了を確認できた場合、翌月末日をもって解約手続きを行うものとします。ただし、当社が別に定める場合においては、この限りではありません。

4 会員は、本契約成立後、電気通信事業法第 26 条の 2 に定める書面の交付（同条 2 項に基づく電磁的方法による交付を含む。）を受けた日、または SIM 等および端末機器の交付を受けた日のいずれか遅い方の

日を初日として8日間(当社がこれを上回る期間を設けた場合にはその期間。)の間に限り、本契約について、電気通信事業法第26条の3に基づく本契約の解除を行うことができます。この場合、会員は、解除までの間において提供を受けた役務の料金を支払う必要がありますが、本項に基づく本契約の解除のみを理由とする損害賠償金または違約金を支払う義務を負いません。

5 会員は、前各項の規定に基づき、当社が解約手続きをした時点において発生している料金等について、本規約に基づいて支払うものとします。

第13条 (当社による解約)

当社は、会員が第18条第1項(利用停止)のいずれかに該当する場合は、会員に対し通知その他の手続きをすることなく、本契約もしくはオプション契約またはその両方を解約できるものとします。

2 当社は、会員が第18条1項(利用停止)のいずれかに該当する場合において、その行為が当社の業務の遂行に著しく支障を及ぼすと認められるときは、利用停止をせずに直ちに本契約もしくはオプション契約またはその両方を解約することができるものとします。

3 当社は、会員について、破産、民事再生または会社更生法の適用申立その他これに類する事由が生じたことを知った時は、本契約およびオプション契約を解約することができるものとします。

4 当社は、会員の財政状態が明らかに悪化しており、本サービスの料金の支払いやその他の債務の履行が困難と判断した場合、本契約もしくはオプション契約またはその両方を解約することができるものとします。

5 会員は、前各項の規定により解約となった場合、料金等当社に対する全ての債務について、当然に期限の利益を喪失し、ただちにこれを支払わなければならないものとします。

第14条 (最低利用期間)

本サービスは最低利用期間がありません。ただし、当社が別に定める場合においては、この限りではありません。

第3章 サービス

第15条 (サービス内容)

本サービスの内容は、当社が提供する音声通話サービス、データ通信サービス及びこれらに関連するサービスとします。本サービスの通信速度は、ベストエフォートであり、理論上の最大速度を実効速度として保証するものではありません。通信環境や混雑状況により通信速度が変化する可能性があります。

2 当社は、会員間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するために、通信の最適化をする場合があります。

3 当社は、本サービスについて、オプションサービスを提供することがあります。オプションサービスの内容、料金、その他の事項については別途定めるものとします。

4 本契約について解約または会員の地位の承継がなされた場合、会員が利用するオプションサービス利用契約もこれに伴って解約されまたは会員の地位が承継されるものとします。

5 当社は、会員の本サービス利用にあたり、電話番号を付与する場合があります。当社は、業務の遂行上または技術上やむをえない理由があるときは、当該電話番号を変更することができるものとします。

6 当社は、会員に対して提供ソフトウェアの利用を許諾することができます。当社が、会員に対して、提供ソフトウェアに関する知的財産権を移転させることはありません。

7 当社は、提供ソフトウェアが、その提供の目的を達成できるように機能するよう努めますが、明示的にも黙示的にも、その正確性、商品性、目的適合性(高危険度業務に対する適合性を含みますが、これに限られません)を保証しません。

8 会員は、本サービスおよびオプションサービスを利用するためには、各サービスを利用するためのアプリケーションの新しいバージョンを随時インストールする必要があるため、当社は会員がインストールしないことにより会員が損害を被ったとしても、一切責任を負わないものとします。

9 会員は、本サービスおよびオプションサービスを利用するために必要なアプリケーション並びに当社指定のアプリケーションについて、新しいバージョンのソフトウェアが自動的に受信およびインストールされることについてあらかじめ同意するものとします。なお、通信環境によりアプリケーションが正しくインストールされない場合において会員が損害を被ったとしても、一切責任を負わないものとします。

10 会員は、当社所定の手続きにより、当社に対して利用者情報を登録する必要があります。その場合、当社は、登録された利用者(以下、「登録利用者」といいます。)が会員に代わって本サービスを利用することを許諾しますが、会員は登録利用者の行為について責任を負うものとします。

第 16 条 (サービス提供エリア)

本サービスの提供エリアは、接続事業者が定める提供エリアとします。提供エリアは接続事業者によって変更される場合があります。接続事業者が提供エリアを変更した場合において、会員が損害を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第 17 条 (提供の中止)

当社は、次の場合には緊急やむをえない場合を除き、あらかじめ会員に対し通知のうえ、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の提供を中止することがあります。

- (1) 当社設備の保守または工事等の理由によりやむをえないとき。
- (2) 当社設備の障害または故障等の理由によりやむをえないとき。

- (3) 接続事業者設備の保守、障害または工事等の理由によりやむをえないとき。
- (4) 接続事業者の電気通信事業の休止等により、当社が本サービスの提供を行うことが困難になったとき。

第18条（利用停止）

当社は、会員が次のいずれかに該当するときは、会員に対し通知その他の手続きをすることなく、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の利用を停止することができるものとします。

- (1) 支払期日を経過してもなお、料金等が支払われないとき。
- (2) 虚偽の届出をしたことが当社に判明したとき。
- (3) 第10条（届出事項の変更等）の規定による届出を怠ったことにより、会員が当社に届け出た住所もしくは居所にいないことが明らかな場合であって、当社がその事実を確認したとき。
- (4) 第19条（禁止事項）の規定その他本規約の規定、またはオプションサービス利用規約に違反したとき。
- (5) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき。
- (6) 破産、民事再生、会社更生、解散または特別清算開始の申立てがあったとき。
- (7) クレジットカードの利用が差し止められるまたは集金代行サービス業者から遅延情報が届く等、財産状態が悪化した、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

2 当社は、当社と複数の契約を締結している会員（住所、氏名、電話番号および支払方法等の内容に照らして、同一の会員と当社が判断した場合を含みます）が、そのいずれかの契約において、前項第1号から第7号に該当したときは、そのすべての契約について、前項の措置を行うことができるものとします。

3 会員は、本サービスの一時的な利用停止を希望するときは、当社指定の方法により通知するものとします。なお、当該利用停止期間中も本サービスの利用料金は発生します。

4 当社は、インターネットセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストにより特定されるWEBサイトまたはコンテンツに対する会員からの閲覧要求を検知し、当該閲覧を遮断することがあります。

第19条（禁止事項）

会員は、本サービスまたはオプションサービスの利用にあたり、次の行為（そのおそれのある行為を含みます。）を行わないものとします。

- (1) 第三者または当社の著作権、特許権、商標権等の知的財産権、プライバシー、肖像権、その他の権利を侵害する行為(提供ソフトウェアの改変、翻案、再配布等を含みますが、これに限られません。)
- (2) 第三者または当社への誹謗、中傷、名誉または信用をき損する行為

- (3) 第三者または当社への詐欺または脅迫行為
- (4) 第三者または当社に不利益を与える行為
- (5) 無差別または大量に受信者の意思に反してメール等を送信する行為
- (6) 本人の同意を得ることなく、第三者が嫌悪感を抱くメール等を送信する行為
- (7) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待にあたる画像、文書等を送信または掲載する行為
- (8) 未成年者に対して閲覧させるにふさわしくない画像、データ等を送信もしくは表示する行為または収録した媒体その他成人向けの商品等を販売もしくは配布する行為
- (9) 自殺誘引等情報にあたる画像、データ等を送信または掲載する行為
- (10) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設しまたはこれを勧誘する行為
- (11) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段（いわゆるフィッシングおよびこれに類する手段を含みます。）により第三者の個人情報を取得する行為
- (12) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為（偽装をするためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。）
- (13) 有害なコンピュータプログラム等を送信しまたは第三者が受信可能な状態のまま放置する行為
- (14) 第三者または当社の設備、当社の業務の運営もしくは第三者による本サービスの利用に支障を与える行為
- (15) 法令に違反する行為または公序良俗に反する行為（暴力、売春、残虐、冒瀆的な行為・発言等）
- (16) 前各号のいずれかに該当する行為が見られる情報またはデータ等の入手を、リンクする等の手段によって容易にさせ、その行為を助長する行為
- (17) 他の会員の統計的な平均利用を著しく上回る大量の通信量を継続して発生させ、当社または第三者のネットワークに過大な負荷を与える行為
- (18) 提供ソフトウェアについて、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他の方法でソースコードを発見しようとする行為
- (19) その他当社が不相当と判断した行為

2 会員は、前項の規定またはオプションサービス規約中の禁止事項に関する規定に違反して、当社の業務に支障を与えまたは与えるおそれがあるとき（電気通信設備を亡失またはき損したときを含みます。）は、当社が指定する期日までに、当社がその対応に要した費用を支払うものとします。

3 会員が第1項各号のいずれかまたはオプションサービス規約中の禁止事項に関する規定に該当していると当社が判断した場合、当社は通知その他の手続きをすることなく、次の措置を行うことができるものとします。

- (1) 会員に対し、当該行為の中止、修正またはデータの移動その他必要な措置等を行うことを要求し、

またはパスワードをロックして SIM 等および端末の機能を停止すること

(2) 本サービスおよびオプションサービス内に蓄積する情報やデータ等を会員または第三者が閲覧できない状態に置く、または削除すること。

(3) その他禁止行為を停止するために必要な措置を行うこと。

4 当社は前項の義務を負うものではなく、当社が前項の措置等を行わないことにより会員または第三者が被った損害に関して、一切の責任を負わないものとします。

第4章 通信

第20条 (重要通信の確保)

当社は、天災、事変その他非常事態が発生しまたは発生するおそれがあるときは、電気通信事業法第8条並びに関係法令に基づき、災害の予防・救援・交通、通信もしくは電力の供給の確保、または秩序の維持に必要な通信その他公共の利益のため緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の利用を、制限または中止することができるものとします。

第21条 (通信の制限)

本サービスおよびオプションサービスは、接続されている端末機器が通信区域内に在圏する場合に限り利用することができます。ただし、通信区域内であっても、屋上、建物の中、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくい場所や電波を発生する機器の近くでは、通信を行うことができない場合があります。

2 当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。

3 当社は、会員間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換 (P2P) アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手段を用いて行われるデータ通信について、速度や通信量を制限することがあります。ただし、毎月1日の0時以降から当月末日 23:59 まで、通信量 1GB (アップロード/ダウンロードどちらの通信量も含みます。) までに限り、本項に定める通信の制限を解除します。会員は、解除の適用を受けるために当社所定の手続きを行うものとします。

4 当社は、1つの通信について、その通信時間が一定時間を超えるとき、またはその通信容量が一定容量を超えるときは、その通信を切断することがあります。

5 当社は、平均的な利用を著しく上回る大量の通信を継続して行い、当社または第三者のネットワークに過大な負荷を与えている会員の通信を制御または帯域を制限する場合があります。

6 当社は、当社所定の通信手段を用いて行われた通信について、当該通信に割り当てる帯域を制御することがあります。

7 当社は、本条2項ないし6項に定める通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。

8 当社は、前各項の規定によるほか、会員から、SMSによる文字メッセージの受信時において、当社が必要とする範囲で当該メッセージの内容を確認し、フィッシング詐欺等の危険があると当社又は接続事業者並びに接続事業者が別に定める者が判定したURL又は電話番号が記述された当該文字メッセージの受信を行わないようにする旨の意思表示への同意があったものとみなして取り扱います。この場合において、会員は、当社が別に定める方法により、この取り扱いをしないようにすることができます。

第5章 料金等

第22条（料金等）

本サービスの利用に際しては以下の料金が発生し、その金額は別に定めるところによります。

(1) 契約事務手数料

(2) SIMカード手配料

(3) サービス料金

(4) ユニバーサルサービス料

(5) 電話リレーサービス料

(6) 諸費用（各手数料）

(7) オプションサービス料金

2 会員は、本契約が成立したときから、前項の料金等を支払う義務を負うものとします。

3 第17条（提供の中止）、第18条（利用停止）または第20条（重要通信の確保）等があった場合においても、会員は前項にかかる義務を負うものとします。

4 会員は、当社が本サービスの料金等の請求のために請求書等の書面を発行したことによる費用および会員が支払期日までに料金等を支払わなかった場合に当社が当該料金等の請求をしたことによって発生した費用を負担するものとします。その金額については別に定めます。

5 当社は、電話リレーサービス料を会員に請求する場合があります。この場合、詳細は当社の別途定めるところによります。なお、SIM電話番号が020から始まる番号帯は総務省令により電話リレーサービス料の対象外となります。

6 当社は、本サービスおよびオプションサービス、ならびにアプリケーションにかかる利用料金の請求を、第三者に委託する場合があります。

第23条（料金の計算方法）

当社は、当月初日から当月末日までを1料金月として、料金を計算します。当社は、料金については、第25条（課金開始日）3項に定める場合を除き、これを日割りしません。

2 当社は、料金その他の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

第24条（料金等の支払方法）

会員は、当社が定める期日までに当社所定の方法により料金等を支払うものとします。

2 会員が料金等を支払う際に要する費用は、会員の負担とします。

3 クレジットカードにより料金等の支払いを行う場合、以下の各号が適用されます。

(1) 当社は、会員が支払う料金等について、その発生の都度会員が指定するクレジットカード会社（以下、「カード会社」といいます）に譲渡し、会員は、カード会社の会員規約に基づいて支払うものとします。なお、事情により譲渡がなされない場合には、当社の規約等に基づく支払いをするものとします。

(2) 会員は、当社に対して申し出をしない限り、毎月継続して同様に支払うものとします。クレジットカードの番号・有効期限等が更新された場合も同様とします。

(3) 会員は、当社に指定したクレジットカードの番号・有効期限等に変更があった場合、遅滞なくその旨を当社に連絡するものとします。会員が変更の連絡を行わなかった場合は、カード会社との取り決めにより、指定のクレジットカードでの支払いができない場合があります。当該カードが支払いに利用できなかった場合には、他の有効なクレジットカードの支払登録手続きが完了するまで、会員は当社指定の方法により料金等を支払うものとします。

(4) 会員は、クレジットカードの紛失等の原因により、当社に指定したクレジットカードの番号が変更になった場合、カード会社より会員への事前連絡なしに新しいクレジットカード番号が当社に通知されても異議を唱えないものとします。

(5) 会員は、カード会社の会員資格を喪失した場合や、クレジットカードの利用金額およびカード会社への年会費の支払状況等により、カード会社の判断により一方的に支払い方法を解約された場合において、異議を唱えないものとします。この場合、以後当社が指定する方法により、利用料等を支払うものとします。

4 指定のクレジットカード以外の方法により料金等を支払う場合、請求書発行手数料330円(税込)が加算される場合があります。

5 当社は当社の判断により本サービスにかかる料金債権の回収を債権回収代行業者に委託する場合があります。

第25条（課金開始日）

契約事務手数料および SIM カード手配料、ならびに端末機器代金は、本規約第 8 条（契約の成立）に定める本契約が成立した日に発生します。会員は何らかの事情により SIM カードまたは端末機器の受領を拒否した場合でも、契約事務手数料および SIM カード手配料、ならびに端末機器代金を支払うものとします。

2 本サービスにおいて以下に定める日を課金開始日とし、契約事務手数料および SIM カード手配料、ならびに端末機器代金を除く費用は課金開始日より発生するものとします。

(1) 会員が当社指定店舗において申し込んだ場合には、当該申込日

(2) 会員がオンラインで申し込んだ場合、または店舗で申し込み、SIM カードおよび端末機器を登録先の住所にて受け取る場合は、当社が会員に SIM カードおよび端末機器を発送し、その到着を確認できた日

(3) 前各号に関わらず、会員が携帯電話番号ポータビリティの適用を受けて申し込んだ場合には、当社で SIM カードの開通手続きが完了した日

3 前項に定める課金開始日が月の途中である場合、当該課金開始日の属する月のサービス料金に限り、当該課金開始日以降の当月日数分を暦日数で割る方法により、日割り計算をします。

第 26 条（遅延利息）

会員は、料金等について、支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から起算して支払った日の前日までの期間について、年 14.5%の割合による遅延損害金を当社所定の方法により支払うものとします。

第 27 条（消費税）

当社が会員に請求する料金等には、消費税相当額を加算するものとします。

第 6 章 端末機器

第 28 条（端末機器）

本サービスおよびオプションサービスの利用には、端末機器が必要となります。会員は本サービスの利用にあたり、自らの責任と費用において端末機器を用意するものとします。会員がこれに従わない場合、本サービス及びオプションサービスの利用が出来ない場合があります。

2 当社は、当社独自の調査により、本サービスを利用することができる端末機器を公表し、もしくは指定できるものとします。ただし、端末機器は製造時期や開示されていない詳細の仕様等により動作の確認ができた端末機器と同型の端末機器であっても本サービスの一部または全部が利用できない場合があります。当社の適合端末機器の公表はその全ての機能についての適合性を保証するものではありません。また、当社は会員の指定する端末機器を調査する義務を負いません。

3 当社が販売する端末機器には、別記2「端末機器販売特約」が適用されます。

第7章 SIM等

第29条 (SIM等)

当社は、会員に対して、本サービスの利用に必要なSIMカードまたはeSIM（以下「SIM等」といいます。）を提供します。

2 SIM等の仕様、性能等は予告なしに変更する場合があります。

3 オプションサービスの利用その他会員の都合により、SIM等の交換、再発行または切替えが必要となる場合、会員は、当社が別に定める手数料を支払うものとします。

第30条 (情報の登録)

当社は、次の場合に、SIM等に本サービスおよびオプションサービスの提供に必要な情報の登録を行います。

(1) SIMカードを貸与し、またはeSIMを発行する場合

(2) 会員からSIM等への電話番号その他の情報の登録請求があり、当社がそれを必要と判断した場合

(3) その他当社が本サービスおよびオプションサービスの提供に必要と判断した場合

第31条 (情報の消去)

当社は、本契約が終了したとき、第29条(SIM等)の規定によりSIM等の変更を行ったとき、本サービスの提供が終了したときまたは当社が特に必要と判断したときに、SIM等に登録された情報を消去します。

第32条 (SIM等の管理責任)

会員は、SIMカードの貸与を受けた場合またはeSIMを利用する場合には、善良なる管理者の注意をもってSIM等を管理し、使用するものとします。

2 会員はSIMカードの盗難、紛失もしくは毀損があった場合、またはeSIMを利用する端末機器の盗難、紛失、故障その他eSIMの利用に支障が生じた場合は、速やかに当社に届け出るものとします。

3 当社は、第三者がSIM等を利用した場合であっても、そのSIM等の提供を受けている会員が利用したものとみなして取り扱います。

4 当社は、SIMカードの盗難、紛失もしくは毀損、またはeSIMの不正利用、端末機器の盗難、紛失もし

くは故障等に起因して会員に損害が生じた場合であっても、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負わないものとします。

5 会員が SIM 等の再発行または再設定を受ける場合、会員は、当社が別に定める再発行手数料その他の手数料を支払うものとします。

第 33 条 (SIM等の故障等)

会員は、SIM カードの故障、破損等により通信に利用することができなくなったとき、または eSIM の設定不能、消失その他の事由により利用できなくなったときは、当社に対して、SIM 等の交換、再発行または再設定を請求することができるものとします。

第 34 条 (SIM カードの返却)

会員は、第 29 条 (SIM 等) の規定により SIM カードの交換を行ったとき、または本契約が終了したときは、当社の選択により、当社が指定する方法で当社所定の期日までに SIM カードを返却または廃棄するものとします。

第 8 章 雑則

第 35 条 (ID およびパスワードの管理)

本サービスの利用にあたり、当社または接続事業者より会員に対して ID およびパスワードを発行することがあります。この場合、会員は当該 ID およびパスワードについて管理する義務を負うものとします。

2 会員以外の第三者(登録利用者を含む)が会員の ID およびパスワードを使用して本サービスまたはオプションサービスを利用した場合、当社は当該利用行為を会員本人による利用とみなし、会員は当該 ID およびパスワードを使用した行為につき一切の責任を負うものとします。また、この場合、会員の故意過失の有無にかかわらず、料金等を当該会員に請求できるものとし、会員が被る損害等について一切責任を負わないものとします。

第 36 条 (責任の制限)

当社は、当社の責めに帰すべき事由により、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の提供をしなかったときは、当該サービスが全く利用できない状態（本契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、当社は、その全く利用できない時間を 24 で除した商（小数点以下の端数を切り捨てるものとします。）に月額基本料金の 30 分の 1 を乗じて算出した額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償しま

す。

2 当社の故意または重大な過失により本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

3 本規約の他の定め（本条前2項を除く）にかかわらず、本サービスまたはオプションサービスの利用に関連して、当社が会員や第三者に対して責任を負う場合、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社が負う損害賠償の範囲は、通常生ずべき損害、及び特別の事情によって生じた損害のうち履行時においてその事情を予見し又は予見することができた範囲とし、当社が会員に対して支払う賠償金額は、当該会員が損害の原因となった本サービスまたはオプションサービスの利用に関し、損害が生じた日が属する月に当社に支払った料金の合計額を超えないものとします。

4 本条の賠償には、損害を与えた相手方に対して履行を求める一切の費用、訴訟等裁判手続きに関する合理的な専門家費用の相当額を含むものとします。

第 37 条（免責事項）

当社は、会員が本サービスまたはオプションサービスを利用したことまたは利用できなかったこともしくは本契約に関連して損害を被った場合（第 13 条（当社による解約）、第 17 条（提供の中止）、第 18 条（利用停止）、第 19 条（禁止事項）、第 20 条（重要通信の確保）および第 21 条（通信の制限）による場合を含みます。）において、かつ当社がその責任を負うときは、第 36 条（責任の制限）に定める範囲を上限として賠償します。

2 当社は当社設備に蓄積または保管された情報またはデータ等を保護する義務を負わないものとし、その消失、削除、変更または改ざん等があった場合においても前項と同様とします。

3 当社は、会員が本サービスまたはオプションサービスを利用することにより得た情報等について、その完全性、正確性、有用性その他何らの保証もしないものとします。

4 当社は、会員の行為については、一切責任を負わないものとし、会員は、第三者（登録利用者を含む）との間で紛争が生じた場合には自己の責任と費用により解決するとともに、当社を免責し、当社に損害を与えた場合には、当該損害を賠償する義務を負うものとします。

5 天災、事変、その他不可抗力、第三者の設備および回線等の障害等、当社の責めに帰しえない事由により会員が被った損害において、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 38 条（個人情報の取扱い）

当社は、本サービスまたはオプションサービスの提供において知り得た個人情報は、当社が別途定める「個人情報保護方針」に則り、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとします。

2 会員は、第 12 条（会員による解約）、第 13 条（当社による解約）の規定、その他の法律上の原因に基づき本契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、当社が別に定める電気通信事業

者からの請求に基づき、氏名、住所、電話番号、生年月日および支払状況等の情報（会員を特定するために必要なものおよび支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限り、）を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

第 39 条（サービスの変更等）

当社は、事前に通知その他の手続きをすることなく、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の内容の変更等をできるものとします。ただし、会員にとって不利な変更等の場合、当社は事前に通知するものとします。

2 当社は事前に通知することで、会員の承諾を得ることなく、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方のサービスのうち、全部または一部を休廃止できるものとします。

第 40 条（準拠法）

本規約は日本法に準拠し、日本法により解釈されるものとします。

第 41 条（翻訳）

当社が本規約を提供している場合、当該翻訳は利用者の便宜を図ることのみを目的とするため、会員は、会員と当社との契約上において、本規約の日本語版が適用されることに予め同意するものとします。

第 42 条（合意管轄）

本規約に関する訴訟については、札幌簡易裁判所または札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 43 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項またはその一部が、法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。また、本規約の一部がある会員との関係で無効とされ、または取り消された場合でも、本規約はその他の会員との関係では有効とします。なお、本規約中の規定に法的拘束力がないとして判示されるものがあつた場合、当該規定は、当該規定を法的に拘束力を備えたものにするために必要な範囲を限度として、補正されるものとします。

※iPhone は、Apple Inc.の商標です。

※iPhone 商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。

※Android は Google LLC の商標です。

附 則

この利用規約は、2026年3月26日から施行します。

別記1

音声通信サービス特約

第1条（特約の適用）

当社は本特約により音声通信サービス（以下、「本音声通信サービス」といいます。）を提供します。

第2条（用語の定義）

本特約で使用する用語の意味はそれぞれ次のとおりとします。

(1) 「音声通信サービス」

接続事業者の音声回線を利用した音声通信サービスをいいます。

(2) 「MNP」

電話番号を変更することなく、電気通信事業者を変更して電気通信役務を受けられる携帯電話番号ポータビリティをいいます。

(3) 「協定事業者」

当社または接続事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者をいいます。

(4) 「相互接続協定」

当社または接続事業者が他の電気通信事業者（電気通信事業法第9条の登録を受けた者または同16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。

(5) 「他社相互接続点」

相互接続協定に基づく相互接続にかかる他の電気通信事業者の接続点をいいます。

(6) 「国際ローミング機能」

本音声通信サービスに係るSIM等を装着した端末機器が、国際アウトローミングに係る営業区域に在圏していることを確認し、そのSIM等を利用している会員の利用回線に着信があった場合には、その電気通信機器へ転送する機能をいいます。

(7) 「国際電話サービス機能」

本音声通信サービスに係るSIM等を装着した端末機器より、会員の利用回線を使用して、本邦と外国及び接続事業者が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星電話との間で行われる他人の通話を媒介する電気通信サービスをいいます。

(8) 「位置情報通知機能」

位置情報受信機能に係る電気通信設備へ位置情報（本音声通信サービスに接続された端末機器の所在に係る緯度及び経度等の情報をいいます。）を送出できるようにする機能をいいます。位置情報受信機能を利用する会員からの求めに応じて、本音声通信サービスの位置情報機能により送出された位置情報を蓄積し受信できる機能をいいます。

(9) 「通話中着信機能」

通話中に他から着信があることを知らせ、その会員の利用回線に接続されている端末機器のボタン操作により、現に通信中の通信（通話モードによるものに限り、）を留保し、次の通信をできるようにする機能をいいます（以下、「キャッチホン」ということがあります。）。

(10) 「留守番電話及び不在案内機能」

その会員の利用回線に着信した通信（通話モードによる通信又は 64kb/s デジタル通信モードによる通信に限り、）のメッセージの蓄積及び蓄積したメッセージの再生又はその会員の利用回線に着信した通信に対し、あらかじめ登録したメッセージにより不在等を案内する機能をいいます。

(11) 「自動着信転送機能」

その会員の利用回線に着信する通信を会員があらかじめ指定した他の通信回線等に自動的に転送する機能をいいます（以下、「転送電話」ということがあります。）。

第3条（MNPを適用する場合の申込み）

会員は、MNPを利用した本音声通信サービスへの転入を希望する場合、MNP予約番号を取得後10日以内にMNP転入申込みを行うものとします。

2 会員がMNP転入申込みを行った後、そのキャンセルを希望する場合であっても、当社は、MNPの適用に必要な事務手続きを完了した後のキャンセルを受け付けることができません。

第4条（会員確認の取扱い）

当社は、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通通信役務の不正な利用の防止に関する法律の規定に基づき、会員に対して、契約者確認（同法9条に定める契約者確認をいいます。以下同じとします。）を行うことがあります。この場合、会員は、当社の定める期日までに、当社が別に定める方法により契約者確認に応じるものとします。

第5条（MNPの適用を希望する場合の解約）

会員は、本サービス契約の解約をしようとするときに、MNPを利用した他社サービスへの転出を希望する場合は、当社に対する解約通知に先立ち、かつMNP予約番号取得後10日以内に、当社所定の方法により主回線契約のみMNP転出申込みを行うものとします。

2 会員が MNP 転出申込みを行った後、そのキャンセルを希望する場合であっても、当社は、MNP の適用に必要な事務手続きを完了した後のキャンセルを受け付けることができません。

3 MNP を適用した場合には、本規約第 12 条第 2 項および 3 項の規定に関わらず、解約手続きは他の電気通信事業者への電話番号の転出が完了した日に行うものとします。

4 本規約第 13 条に基づき、当社が本サービス契約を解約する場合、会員は MNP を利用することができないものとします。

5 会員が MNP の適用を受けて他事業者へ転出手続きをした場合、MNP 転出手数料は発生しません。

第 6 条 (サービス内容)

本音声通信サービスは、本サービスに付随して提供するものであり、その内容は音声通信サービスおよび音声通信サービスに係る付加サービス並びに機能です。詳細は第 10 条のないし第 15 条および別に定めるところによります。

第 7 条 (サービス提供エリア)

本音声通信サービスの提供エリアは、接続事業者 (株式会社 NTT ドコモおよび楽天モバイル株式会社) が定める提供エリアとします。

第 8 条 (電話番号)

本音声通信サービスの電話番号は、本サービス契約毎に当社が定めることとし、その電話番号は、会員が継続的に利用できることを保証するものではありません。

2 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、電話番号を変更することがあります。この場合、当社はあらかじめ会員に通知します。

第 9 条 (発信者番号通知)

利用回線からの通話は、その電話番号をその通話の着信のあった回線等へ通知します。但し、次の各号に定める通話については、この限りではありません。

(1) 発信に先立ち、184 をダイヤルして行う通話。

(2) この取扱いを拒む旨を契約者が当社に対しあらかじめ登録している回線からの通話 (その発信に先立ち、186 をダイヤルして行うものを除きます)。

2 当社は、発信電話番号を発信先へ通知または通知しないことにより発生する損害については、一切責任を負わないものとします。

第 10 条（国際アウトローミングの利用等）

会員は、主回線と副回線ともに国際アウトローミングの利用を選択することができ、本サービスまたは本音声通信サービスの申込時に国際アウトローミングサービスの利用の希望を申し出た場合又は国際アウトローミングサービスの利用を希望する際に当社に届け出た場合に限り、国際アウトローミングサービスを利用することができます。

2 前項の規定に係らず、本規約及び本特約の定めにより、利用停止等により本音声通信サービスを利用できないとき、又は電気通信設備の保守上若しくは工事上やむを得ないときは、国際アウトローミングを利用できない場合があります。

3 当社は、本音声通信サービス契約毎に会員が当社に支払うべき国際アウトローミングに係る料金の 1 の料金月における累計額（当社がその料金月において確認できた国際アウトローミングの利用に係る額とし、既に当社に支払われた額を除きます。（以下本条において「月間利用額」といいます。））について限度額（以下、本条において「利用停止目安額」といいます。）を設定します。

4 当社は、国際アウトローミングに係る月間利用額が利用目安停止額を超えたことを当社が確認したときから、当該料金月の末日までの間、国際アウトローミングの利用を停止します。

5 当社は、前項の規定によるほか、特定の 24 時間における国際ローミングの利用に係る額が利用目安額を超えたことを当社が確認したときは、会員から再利用の請求があるまでの間、国際アウトローミングの利用を停止する場合があります。

6 会員は、利用停止目安額を超えた部分の国際アウトローミング利用料の支払いを要します。

7 当社は、本特約に定める場合を除き、国際アウトローミングを利用できなかったことに伴い発生する損害について一切の責任を負いません。

8 国際アウトローミングの営業区域その他条件については、接続事業者の定めによります。また、国際アウトローミングの利用については、外国の法令又は外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

9 当社は、当社、接続事業者または協定事業者の機器により通話時間等を測定し、その測定結果に基づき国際アウトローミング料を算定します。

第 11 条（国際電話サービスの利用等）

会員は、主回線と副回線で国際電話サービスの利用を選択することができ、本サービスまたは本音声通信サービスの申込時に国際電話サービスの利用の希望を申し出た場合又は国際電話サービスの利用を希望する際に当社に届け出た場合に限り、国際電話サービスを利用することができます。

2 国際電話サービスに係る通話は、ダイヤル通話（通話の相手までの接続が交換取扱者を介さずに自動的に行われる通話をいいます。）に限り行うことができます。

3 当社は、本音声通信サービス契約毎に会員が当社に支払うべき国際電話サービスの通話料に係る料金の

1の料金月における累計額（当社がその料金月において確認できた国際電話サービスの利用に係る額とし、既に当社に支払われた額を除きます。（以下本条において「月間利用額」といいます。））について限度額（以下、本条において「利用限度額」といいます。）を設定することがあります。具体的な利用限度額については、別途定めます。

4 会員は、国際電話サービスに係る月間利用額が利用限度額を超えたことを当社が確認したときから、当該料金月の末日までの間、国際電話サービスを利用することができません。

5 当社は、会員からの請求により、利用限度額の解除又は変更を行うことがあります。

6 当社は、本音声通信サービスの支払状況に応じて、利用限度額の設定又は設定された利用限度額の変更を行うことがあります。

7 会員は、利用限度額を超えた部分の国際電話サービスの利用料の支払いを要します。

8 当社は、本契約に定める場合を除き、国際電話サービスを利用できなかったことに伴い発生する損害について一切の責任を負いません。

9 国際電話サービスの営業区域その他条件については、接続事業者の定めによります。また、国際電話サービスの利用については、外国の法令又は外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

10 当社は、当社、接続事業者または協定事業者の機器により通話時間等を測定し、その測定結果に基づき国際電話サービス利用料を算定します。

第12条（位置情報通知機能等）

当社は、協定事業者との間に設置した接続点と本音声通信サービス又は本サービスに係る会員の利用回線との間の通信中にその協定事業者に係る電気通信設備から接続事業者が別に定める方法により位置情報の要求があったときは、会員があらかじめその協定事業者への位置情報の送付に係る設定を行った場合に限り、その接続点へ位置情報を送付します。

2 前項の規定によるほか、当社は、緊急通報時において、位置情報をその緊急通報に係る機関へ送付します。

3 当社は、前2項の規定により送付された位置情報に起因する損害については、その原因の如何によらず、一切の責任を負わないものとします。

4 会員は、接続事業者の定める方法により、位置の測定に係るアシスト情報（会員の利用回線に接続されている端末機器の位置の測定の際に参考となる情報であって、当社が提供するものをいいます。（以下、本条において「アシスト情報」といいます。））の受信をすることができます。

5 当社は、位置の測定に係るアシスト情報の内容について保証しません。

6 当社は、本契約に定める場合を除き、位置情報受信機能によるアシスト情報の受信に関する損害につい

て一切の責任を負いません。

第 13 条（通話中着信機能／キャッチホン）

主回線のキャッチホン機能では以下の内容を行うことができます。

- (1) 他の通信回線からの着信に応答して通信を行った後、再び保留中の通信を行うこと。
- (2) 他の通信回線へ接続して通信を行った後、再び保留中の通信を行うこと。

2 キャッチホン機能には別途月額費用の支払いを要します。

第 14 条（留守番電話および不在案内機能）

主回線で蓄積したメッセージは、接続事業者が別に定める時間が経過した後、消去します。

2 前項によるほか、留守番電話及び不在案内機能の利用の中止等があったときは、既に蓄積されているメッセージが消去されることがあります。この場合、消去されたメッセージの復元はできません。

3 64kb/s デジタル通信モードに係るメッセージの蓄積は、本音声通信サービスの会員の利用回線又は協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線からの通信に限り行うことができます。

4 64kb/s デジタル通信モードに係るメッセージの蓄積は、この機能の提供を受けている本音声通信サービスに係る在圏エリアが、国際アウトローミングに係る営業区域内である場合は行うことができません。

5 メッセージ再生等、留守番電話及び不在案内機能の利用のために行った通信に係る料金は会員が支払うものとします。

6 留守番電話および不在案内機能を利用している会員の利用回線への通信については、電波が伝わりにくい等のため、利用回線に接続されている端末機器が在圏する地域を取扱所交換設備で確認できないときは、その直前に確認できた地域に在圏するものとみなして取り扱います。

7 蓄積できるメッセージの数、1 のメッセージの蓄積時間その他の提供条件については、接続事業者が定めるところによります。

8 留守番電話及び不在案内機能には別途月額費用の支払いを要します。

第 15 条（自動着信転送機能／転送電話）

通信時間は、この転送電話機能により転送される会員があらかじめ指定した他の通信回線（以下、「転送先」といいます。）に接続して通信できる状態にした時刻に、発信者の通信回線とこの機能を利用している会員の利用回線との通信及び発信者の通信回線と転送先との通信ができる状態にしたものとして測定します。

2 転送電話機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用となるときは通信品質を保証できないことがあります。

3 転送電話機能に係る転送先回線の契約者から、その転送される通信について間違い通信のため、その転送を行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止していただくことがあります。

4 転送電話機能により一定時間内に会員の利用回線から転送される通信の回数は、当社が定める数いないとします。

5 転送電話機能を利用している会員の利用回線への通信又は転送先への通信については、電波が伝わりにくい等のため、会員の利用回線に接続されている端末機器が在圏する地域を取扱交換設備で確認できない場合は、その直前に確認できた地域に在圏するものとみなして取り扱います。

6 転送電話機能には別途月額費用及び通話料の支払いを要します。

第16条（禁止事項）

会員は、本音声通信サービスの利用にあたり、本規約第19条に規定する事項に加えて、次の行為（そのおそれのある行為を含みます。）を行わないものとします。

- (1) 利用回線を故意に保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為
- (2) 多数の不完了呼を故意に発生させる等、通信の輻輳を生じさせるおそれのある行為
- (3) 本人の同意を得ることなく不特定多数の第三者に対して自動電話ダイヤリングシステムを用いまたは合成音声もしくは録音音声等を用いて、商業的宣伝や勧誘などを行う行為
- (4) 自動電話ダイヤリングシステムを用いまたは合成音声通信もしくは録音音声等を用い、第三者が嫌悪感を抱く音声通信をする行為
- (5) SIMカードに登録されている電話番号、その他の情報を変更または消去する行為
- (6) その他当社が不相当と判断した行為

第17条（通信の制限）

本音声通信サービスは、接続されている端末機器が通信区域内に在圏する場合に限り利用することができます。ただし、当該通信区域内であっても、屋上、建物の中、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくい場所や電波を発生する機器の近くでは、発信、着信および通話を行うことができない場合があります。利用できない場合でも通話料金が発生する場合があります。

2 当社は、通信が著しく輻輳するときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。

3 当社は、1つの通信について、その通信時間が一定時間を超えるとき、またはその通信容量が一定容量を超えるときは、その通信量を制限したり、通信を切断することがあります。

4 当社は、技術上、保守上、その他当社の事業上やむをえない事由が生じた場合、または携帯電話事業者の提供する電気通信サービスの契約約款の規定もしくは携帯電話事業者と当社との間で締結される契約の規定にもとづく、携帯電話事業者による通信利用の制限が生じた場合、通信を一時的に制限することがあります。

5 当社は、本条に定める通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。

第18条（他社相互接続に伴う通信）

他社相互接続点との間の通信は、相互接続協定等に基づき、当社が定めた通信に限り行うことができます。

2 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止もしくは相互接続協定の解除または協定事業者における電気通信事業の休止の場合は、その協定事業者にかかる他網相互接続通信を行うことができません。

第19条（料金等）

本音声通信サービスには、主回線及び副回線につき以下の料金がそれぞれかかり、その金額は当社が別に定める料金表（以下「料金表」といいます。）に則ります。なお、当社は本特約に別にさだめる場合を除き、料金につき日割り計算をしないものとします。

(1)通話料

(2)ユニバーサルサービス料

(3)電話リレーサービス料

(4)諸費用

2 会員は、本サービス契約が成立したときから、料金等を支払う義務を負うものとします。

3 会員は、本特約に定める場合を除き、本音声通信サービスの利用ができなかった場合においても、前項の義務を負うものとします。

第20条（通話料の支払義務）

会員は、その利用回線からの通話（その利用回線の会員以外の者が行った通話を含みます。）について、料金の支払いを要します。

2 当社は、当社、接続事業者または協定事業者の機器により通話時間を測定し、その測定結果に基づき通

話料を算定します。

3 当社の解約処理の都合により、解約日の属する月の翌日0時以降も本サービスを利用できる場合がありますが、当該利用分について会員は当社の請求に基づき料金を支払うものとします。

第 21 条（ユニバーサルサービス料と電話リレーサービス料の支払義務）

会員は、料金表に規定する料金の支払いを要します。

第 22 条（課金開始日）

本音声通信サービスは以下に定める日を課金開始日とし、通話料およびユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料は課金開始日より発生するものとします。

- (1) 会員がオンラインで申し込んだ場合、または店舗で申し込み、SIM カードおよび端末機器を登録先の住所にて受け取る場合は、当社が会員に SIM カードおよび端末機器を発送し、その到着を確認できた日
- (2) 会員が、当社が指定する店舗において申し込んだ場合には、当該申込日
- (3) 前号に関わらず、会員が携帯電話番号ポータビリティの適用を受けて申し込んだ場合には、当社で SIM カードの開通手続きが完了した日

別表 1（音声通信サービス特約第 10 条及び第 11 条関係）

国際電話サービス及び国際アウトローミングの提供主体

RAKUTEN SYMPHONY SINGAPORE PTE. LTD

別記2

端末機器販売特約

第1条（端末機器）

会員は当社が指定する端末機器を購入することができます。

2 会員が当社から端末機器を購入する場合には、本特約が適用されます。

第2条（端末機器の提供地域）

当社は、日本国内においてのみ端末機器を提供するものであり、日本国外では提供しません。

第3条（端末機器の売買契約）

端末機器の購入申し込みにあたっては、本特約に同意のうえ、当社所定の手続きに従って行うものとします。

2 会員と当社との間の端末機器に関する売買契約（以下、「売買契約」といいます。）は、前項に定める購入申し込みを当社が受け付け、これを承諾した時点で成立するものとします。この承諾は、当社所定の方法で通知することにより行われます。

3 端末機器の所有権は、会員による端末機器の代金の支払いが完了したことをもって会員に移転するものとします。

4 端末機器の所有権の移転があるまでの間、会員は、購入した端末を第三者に賃貸し、または当該端末に担保権を設定してはならないものとします。また、端末機器が盗難され、または紛失した場合には、当社に対して直ちにその旨を連絡するとともに、必要な手続き(警察に対する盗難届の提出等)を行うものとします。

第4条（端末機器の引渡し）

当社は、店舗でまたは配送業者を利用して、端末機器を引き渡すものとします。

2 店舗での引渡しまたは配送の完了をもって、当社の売主としての引渡債務は履行されたものとし、端末機器に対する危険の負担は会員に移転します。

3 会員は端末機器の受領後、本サービスを利用できるように端末機器を管理するものとします。当社は、会員が改変等端末機器に変更を加えたことにより、本サービスを正常に利用できなかったとしても、一切の責任を負いません。

第5条（端末機器の配送）

当社は、配送業者を利用して端末機器を引き渡す場合、当社所定の配送業者による宅配便を利用するものとします。なお、端末機器を購入した場合、配送にあたり会員の端末機器代金の支払い方法が確定している必要があります。

2 配送は日本国内に限ります。

3 当社は、端末機器の売買契約の締結後、概ね1週間以内に、会員が当社に届出た住所へ端末機器の配送を行います。

4 端末機器の配送に、売買契約の締結後、概ね2週間以上要する場合は、当社は当社所定の方法により会員に通知するものとします。

第6条（端末機器の返品等）

当社は、端末機器の返品を承りません。

2 端末機器の交換は、当社の責めに帰すべき事由による破損、汚損またはその他当社が別途認める場合に限り行うことができます。なお、この場合、会員は端末機器を受領した日より起算して1年以内に、当該端末機器を交換する旨を当社所定の方法により当社に通知しなければならないものとします。

3 前項に基づく、端末機器の交換は、当社が別途定める方法によって行うものとします。

4 本条第2項に基づく端末機器の交換に要する送料は、当社が負担するものとします。

5 本条第2項の期間経過後の端末機器の保証については、端末機器に付される保証書やその他の書面等に記載される条件に従うものとします。

第7条（売買契約の解除）

当社は、次の各号の場合、会員に対し通知することにより、売買契約を解除できるものとします。

(1) 会員が本規約に違反した場合

(2) 端末機器代金について、会員が、当社が定める支払期日を過ぎてもなお支払を行わない場合

(3) 当社が、会員が当社に届出た住所に端末機器を配送したにも関わらず、会員の不存在等により端末機器の引き渡しができず、かつ、当社が別途通知する期間を経過してもなお当該会員から何ら連絡がない場合

2 本特約第4条第2項の危険負担が会員へ移転したのちに前項により当社が売買契約を解除した場合、会員は端末機器の代金を当社へ支払うものとします。

第8条（故障等）

会員は、端末機器が故障・破損等により、通信を利用することができなくなったときは、当社に対して、速やかにその旨を通知するものとします。当社は、当該会員に対し端末機器の交換を提示するものとし、当該会員は、当社が別に定める費用を支払うものとします。ただし、当該端末機器の故障・破損等が、当社の責めに帰すべき事由による場合は、当社は無償により交換を行います。

2 前項にかかわらず、以下の場合には、当社は修理または交換を拒むことができるものとします。

- (1) 不当な修理、分解または改造（ソフトウェアを含む）が行われた場合
- (2) 取扱説明書に違反する方法で使用した場合
- (3) 会員の不十分な梱包により、輸送中に破損したと考えられる場合
- (4) 損傷が激しく、修理しても機能の維持が困難であると当社が判断した場合

以上

料金表

通則

- 1 当社は、本サービス契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本利用料等、データ通信料及びユニバーサルサービス料は、料金月（そのデータ通信を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる場合については、そのデータ通信を終了した日を含む料金月とします。）に従って計算します。ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。副回線（楽天回線）で SMS 送信、音声通話をご利用された場合は従量課金にて当社が定めた料金表-第 3 従量課金に従って計算します。
- 2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。
- 3 当社は、そのデータ通信を開始した日と終了した日とが異なる場合のそのデータ通信に関する料金については、その終了した日においてそのデータ通信を行った契約者回線が適用を受けている基本利用料の料金種別等の規定に従って計算します。ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合は、この限りではありません。
- 4 当社は、データ通信料及び通話料、SMS 料については、通信の種類にかかわらず、そのすべての料金を合計した額により、請求を行います。

（端数処理）

- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。ただし、この料金表に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

第 1 基本利用料

1 適用

基本利用料等の適用については、以下のとおりとします。

2 料金表

(1) 基本利用料

料金プラン	低速 200K プラン
-------	-------------

月額利用料	555 円 (税込)
音声通話・SMS	従量課金 料金表-第3に定める
初回事務手数料	3,630 円 (税込)
初期費用	0 円
支払方法	クレジットカード

料金プラン	5GB プラン
月額利用料	2,555 円 (税込)
音声通話・SMS	従量課金 料金表-第3に定める
初回事務手数料	3,630 円 (税込)
初期費用	0 円
支払方法	クレジットカード

料金プラン	55GB プラン
月額利用料	5,555 円 (税込)

音声通話・SMS	従量課金 料金表-第3に定める
初回事務手数料	3,630円(税込)
初期費用	0円
支払方法	クレジットカード

料金プラン	555GBプラン
月額利用料	8,555円(税込)
音声通話・SMS	従量課金 料金表-第3に定める
初回事務手数料	3,630円(税込)
初期費用	0円
支払方法	クレジットカード

ア 契約開始月の月額利用料は日割り分の請求になります。

※オプションサービスの月額利用料は日割り請求ではなく全額請求となります。

イ 本サービス契約者（当社が別に定める移動無線装置を利用する契約者）は、予め上表の料金種別を選択していただきます。

(2) ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料

令和 8 年 3 月時点、1 回線契約ごとに月額

区分	ユニバーサルサービス料
料金額（税込）	2.2 円
区分	電話リレーサービス料
料金額（税込）	1.1 円

ア ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料は月額利用料に含まれております。

イ ユニバーサルサービス料は電話会社が負担する 1 電話番号当たりの負担額（番号単価）は、ユニバーサルサービス支援機関である社団法人電気通信事業者協会によって、半年に 1 回料金の見直しが行われているため、その内容に応じて本サービス契約者にお支払いいただく料金に変更される場合があります。なお、「ユニバーサルサービス制度」について、詳しくは、社団法人電気通信事業者協会のホームページ（<http://www.tca.or.jp/universalservice/>）または音声・FAX 案内（03-3539-4830：24 時間受付）にてご確認ください。

ウ 電話リレーサービスとは、聴覚や発話に困難のある方（以下「聴覚障害者等」といいます。）と聴覚障害者等以外の者との会話を、通訳オペレータが手話・文字と音声を通訳することにより電話で双方向につなぐサービスです。電話リレーサービスの詳細や制度については、総務省ホームページをご確認ください。

（https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/telephonerelay/index.html）

第 2 諸費用（各手数料）とオプションサービス料金

1 諸費用

手続きに関する料金の適用については、以下のとおりとします。

契約事務手数料	3,630 円
SIM カード手配料	770 円
SIM カード再発行手数料	3,630 円
解約手数料	0 円
MNP 転出番号払い出し手数料	0 円
請求書発行手数料（1 枚発行毎）	330 円
クレジットカード決済手数料	0 円
クレジットカード以外決済手数料	ご請求金額に対する 10%

2 オプションサービス料金

各種オプションサービス料金の適用については、以下のとおりとします。

AD Cleaner	550 円
AOSBOX Home	550 円
KINGSOFT MobileSecurity Plus	550 円
データ復旧サービス	550 円
イイジー	550 円
HOZON	550 円
サーフィー	550 円

第3 従量課金

主回線と副回線は SMS と音声通話をご利用いただけます。それぞれ当社が定めた料金が適用されます。

1 国内通話料

	主回線(ドコモ回線)	副回線(楽天回線)
日本から日本の電話番号にかける場合	20 円 (税込 22 円) /30 秒	30 円 (税込 33 円) /20 秒

2 国際通話料

主回線で日本から海外の電話番号にかける場合は株式会社 NTT ドコモの国際電話サービス (WORLD CALL) の料金表に準じます。(料金ページ <https://www.docomo.ne.jp/service/world/worldcall/call/>)

副回線で日本から海外の電話番号にかける場合は以下の通りです。

北米

国・地域	国番号	通話料/20 秒
------	-----	----------

アメリカ（本土）	1	34 円
アラスカ	1	34 円
カナダ	1	34 円
グアム	1	34 円
サイパン	1	34 円
ハワイ	1	34 円

アジア

国・地域	国番号	通話料／20 秒
インド	91	148 円
インドネシア	62	68 円
韓国	82	57 円
カンボジア	855	68 円
北朝鮮	850	57 円
シンガポール	65	68 円
スリランカ	94	148 円
タイ	66	68 円
台湾	886	57 円
中国	86	57 円
ネパール	977	148 円
パキスタン	92	148 円
バングラデシュ	880	148 円
東ティモール	670	68 円
ブータン	975	148 円
フィリピン	63	68 円
ブルネイ	673	68 円
ベトナム	84	68 円

香港	852	57 円
マカオ	853	57 円
マレーシア	60	68 円
ミャンマー	95	138 円
モルディブ	960	148 円
モンゴル	976	148 円
ラオス	856	68 円

ヨーロッパ

国・地域	国番号	通話料/20 秒
アイスランド	354	108 円
アイルランド	353	81 円
アゼルバイジャン	994	108 円
アゾレス諸島 ※1	351	81 円
アルバニア	355	108 円
アルメニア	374	108 円
アンドラ	376	108 円
イギリス	44	108 円
イタリア	39	108 円
ウクライナ	380	108 円
ウズベキスタン	998	108 円
エストニア	372	108 円
オーストリア	43	108 円
オランダ	31	108 円
ガーンジー ※2	44	108 円
カザフスタン	7	108 円
カナリア諸島 ※3	34	108 円
キプロス	357	108 円
ギリシャ	30	75 円
キルギス	996	108 円

グリーンランド	299	108 円
クロアチア	385	108 円
コソボ	383	108 円
サンマリノ	378	108 円
ジブラルタル	350	108 円
ジャージー ※2	44	108 円
ジョージア	995	108 円
スイス	41	108 円
スウェーデン	46	108 円
スペイン	34	108 円
スペイン領北アフリカ	34	ご利用できません
スロバキア	421	108 円
スロベニア	386	108 円
セルビア	381	108 円
タジキスタン	992	108 円
チェコ	420	108 円
デンマーク	45	65 円
ドイツ	49	108 円
トルクメニスタン	993	108 円
トルコ	90	108 円
ノルウェー	47	75 円
バチカン ※4	39	108 円
ハンガリー	36	108 円
フィンランド	358	82 円
フェロー諸島	298	108 円
フランス	33	108 円
ブルガリア	359	108 円
ベラルーシ	375	108 円
ベルギー	32	75 円

ポーランド	48	81 円
ボスニア・ヘルツェゴビナ	387	108 円
ポルトガル	351	81 円
マケドニア	389	108 円
マデイラ諸島 ※1	351	81 円
マルタ	356	108 円
マン島 ※2	44	108 円
モナコ	377	108 円
モルドバ	373	108 円
モンテネグロ	382	108 円
ラトビア	371	108 円
リトアニア	370	108 円
リヒテンシュタイン	423	108 円
ルーマニア	40	108 円
ルクセンブルク	352	108 円
ロシア	7	108 円

※1 利用明細には通信先として「ポルトガル」と記載されます。

※2 利用明細には通信先として「イギリス」と記載されます。

※3 利用明細には通信先として「スペイン」と記載されます。

※4 利用明細には通信先として「イタリア」と記載されます。

オセアニア

国・地域	国番号	通話料/20 秒
オーストラリア	61	68 円
キリバス	686	68 円
クック諸島	682	68 円
クリスマス島 (※インド洋) ※5	61	68 円

ココス・キーリング群島 ※5	61	68 円
サモア	685	68 円
ソロモン諸島	677	68 円
ツバル	688	68 円
トケラウ諸島	690	68 円
トンガ	676	68 円
ナウル	674	68 円
ニウエ	683	68 円
ニューカレドニア	687	68 円
ニュージーランド	64	50 円
ノーフォーク島	672	68 円
バヌアツ	678	68 円
パプアニューギニア	675	68 円
バラオ	680	68 円
フィジー	679	68 円
仏領ポリネシア (タヒチ含む)	689	68 円
米領サモア	1	68 円
マーシャル諸島	692	68 円
ミクロネシア連邦	691	68 円
ワリス・フテュナ諸島	681	199 円

※5 利用明細には通信先として「オーストラリア」と記載されます。

中南米

国・地域	国番号	通話料/20 秒
アルゼンチン	54	148 円
アルバ	297	148 円
アンギラ	1	111 円

アンティグア・バーブーダ	1	111 円
ウルグアイ	598	148 円
英領バージン諸島	1	111 円
エクアドル	593	148 円
エルサルバドル	503	148 円
オランダ領アンティル（キュラソー・ボネール島）	599	148 円
オランダ領シント・マールテン	1	148 円
ガイアナ	592	148 円
キューバ	53	148 円
グアテマラ	502	148 円
グアドループ島	590	148 円
グレナダ	1	111 円
ケイマン諸島	1	111 円
コスタリカ	506	148 円
コロンビア	57	148 円
サンピエール島・ミクロン島	508	148 円
ジャマイカ	1	111 円
スリナム	597	148 円
セントクリストファー・ネイビス	1	111 円
セントビンセント・グレナディーン諸島	1	111 円
セントルシア	1	111 円
タークス諸島・カイコス諸島	1	111 円
チリ	56	148 円
ドミニカ共和国	1	111 円
ドミニカ国	1	111 円
トリニダード・トバゴ	1	111 円
ニカラグア	505	148 円
ハイチ	509	148 円

パナマ	507	148 円
バハマ	1	111 円
バミューダ諸島	1	111 円
バラグアイ	595	148 円
バルバドス	1	111 円
プエルトリコ	1	111 円
フォークランド諸島	500	148 円
仏領ギアナ	594	148 円
仏領サン・マルタン	590	148 円
ブラジル	55	134 円
米領バージン諸島	1	111 円
ベネズエラ	58	148 円
ベリーズ	501	148 円
ペルー	51	148 円
ボリビア	591	148 円
ホンジュラス	504	148 円
マルティニク	596	148 円
メキシコ	52	111 円
モンセラット	1	111 円

中東

国・地域	国番号	通話料/20 秒
アフガニスタン	93	148 円
アラブ首長国連邦	971	148 円
イエメン	967	148 円
イスラエル	972	148 円
イラク	964	148 円
イラン	98	148 円

オマーン	968	148 円
カタール	974	148 円
クウェート	965	148 円
サウジアラビア	966	148 円
シリア	963	148 円
バーレーン	973	148 円
パレスチナ自治区	970	148 円
ヨルダン	962	148 円
レバノン	961	148 円

アフリカ

国・地域	国番号	通話料/20 秒
アセンション島	247	180 円
アルジェリア	213	180 円
アンゴラ	244	180 円
ウガンダ	256	180 円
エジプト	20	180 円
エスワティニ	268	180 円
エチオピア	251	180 円
エリトリア	291	180 円
ガーナ	233	180 円
カーボベルデ	238	180 円
ガボン	241	180 円
カメルーン	237	180 円
ガンビア	220	180 円
ギニア	224	180 円
ギニアビサウ	245	180 円
ケニア	254	180 円

コートジボワール	225	180 円
コモロ	269	180 円
コンゴ共和国	242	180 円
コンゴ民主共和国	243	180 円
サントメプリンシペ	239	180 円
ザンビア	260	180 円
シエラレオネ	232	180 円
ジブチ	253	180 円
ジンバブエ	263	180 円
スーダン	249	180 円
セイシェル	248	180 円
赤道ギニア	240	180 円
セネガル	221	180 円
セントヘレナ島	290	180 円
ソマリア	252	180 円
タンザニア	255	180 円
チャド	235	180 円
中央アフリカ	236	180 円
チュニジア	216	180 円
ディエゴ・ガルシア	246	180 円
トーゴ	228	180 円
ナイジェリア	234	180 円
ナミビア	264	180 円
ニジェール	227	180 円
ブルキナファソ	226	180 円
ブルンジ	257	180 円
ベナン	229	180 円
ボツワナ	267	180 円
マイヨット島	262	180 円

マダガスカル	261	180 円
マラウイ	265	180 円
マリ	223	180 円
南アフリカ	27	180 円
南スーダン	211	180 円
モーリシャス	230	180 円
モーリタニア	222	180 円
モザンビーク	258	180 円
モロッコ	212	180 円
リビア	218	180 円
リベリア	231	180 円
ルワンダ	250	180 円
レソト	266	180 円
レユニオン	262	180 円

衛星通信

国・地域	国番号	通話料/20 秒
イリジウム	881/882 /883/ 8816/ 8817	380 円
インマルサット	870	295 円
グローバルスター	39310	200 円
スラーヤ	88216	200 円

3 海外から日本の電話番号へかける場合・海外から海外の電話番号にかける場合・海外でうける場合

北米

お客様が滞在している国・地域	海外通信事業者	発信 (円/分)			着信 (円/分)
		滞在先の電話番号	日本の電話番号	その他の国の電話番号	

アメリカ（本土）※6	AT&T / AT&T Mobility / 310410	125 円	140 円	265 円	195 円
	T-Mobile / 310260 ※	125 円	140 円	265 円	195 円
アラスカ※6	AT&T / AT&T Mobility / 310410	125 円	140 円	265 円	195 円
	T-Mobile / 310260 ※	125 円	140 円	265 円	195 円
カナダ ※6	Bell / 302610	185 円	195 円	265 円	195 円
	ROGERS / 302720	185 円	195 円	265 円	195 円
	TELUS / 302220	185 円	195 円	265 円	195 円
グアム	PTI Pacifica	ご利用できません			
サイパン	PTI Pacifica	ご利用できません			
ハワイ ※6	AT&T / AT&T Mobility / 310410	125 円	140 円	265 円	195 円
	T-Mobile / 310260 ※	125 円	140 円	265 円	195 円

※ T-Mobile のネットワーク通信事情により、2G 及び VoLTE どちらも非対応の製品をご利用の方は、OS 標準の電話アプリによる国際通話をご利用いただけません。

※6 利用明細には、国際通話・国際 SMS（海外で OS 標準の電話アプリ・メッセージアプリ利用時）サービスの通話の着信の場合、通信先区分として「アメリカ・カナダ」と記載されます。

アジア

お客様が滞在している 国・地域	海外通信事業者	発信（円／分）			着信 （円／分）
		滞在先の 電話番号	日本の 電話番号	その他の国 の電話番号	
インド	Bharti Tele-ventures Delhi, India	120 円	295 円	295 円	245 円
	Reliance Jio	120 円	295 円	295 円	245 円
	Vodafone Essar Limited	ご利用できません			
インドネシ	IND XL / XL Axiata / XL	75 円	380 円	380 円	195 円

ア	/ 51011				
	Telkomsel	75 円	380 円	380 円	195 円
韓国	KT / 45008	50 円	190 円	265 円	95 円
	KOR SK Telecom / SKT / 45005	50 円	190 円	265 円	95 円
カンボジア	CAM GSM Cambodia	ご利用できません			
	Smart Axiata (Latelz)	115 円	380 円	380 円	380 円
	Viettel (Metfone)	115 円	380 円	380 円	380 円
北朝鮮	ご利用できません				
シンガポール	Singtel / 52501	ご利用できません			
	StarHub / 52505	80 円	195 円	270 円	180 円
スリランカ	ご利用できません				
タイ	Advanced Wireless Network (AIS)	75 円	195 円	265 円	195 円
	DTAC	ご利用できません			
	True Move Company Limited	ご利用できません			
台湾	Chunghwa Telecom / Chunghwa / 46692	115 円	290 円	270 円	170 円
	Far EasTone / FET / 46601	ご利用できません			
中国	CHINA MOBILE / CMCC / 46000	75 円	195 円	265 円	165 円
	UNICOM / CHN-UNICOM / 46001	75 円	195 円	265 円	165 円
ネパール	ご利用できません				
パキスタン	ご利用できません				
バングラデシュ	ご利用できません				
東ティモール	ご利用できません				

フィリピン	Globe Telecom-PH / GLOBE / 51502	75 円	175 円	265 円	155 円
	SMART / SMART Gold / 51503	75 円	175 円	265 円	155 円
ブータン	ご利用できません				
ブルネイ	ご利用できません				
ベトナム	VN Mobifone / Mobifone / 45201	80 円	295 円	295 円	95 円
	VIETTEL / 45204	80 円	295 円	295 円	95 円
	VN VINAPHONE / GPC / 45202	80 円	295 円	295 円	95 円
香港	3 / Hutchison Telecommunications / 45403	110 円	260 円	265 円	145 円
	CSL / 45400	110 円	260 円	265 円	145 円
	SmarTone HK / SMC HK / SMC HK	ご利用できません			
マカオ	CTM Macau	ご利用できません			
	Hutchison Macau	75 円	175 円	265 円	145 円
マレーシア	MY CELCOM / CELCOM GSM / 50219	ご利用できません			
	Digi / Digi 4G+ / 50216	80 円	195 円	270 円	95 円
ミャンマー	MYANMAR POSTS AND TELECOMMUNICATIONS	200 円	500 円	500 円	250 円
モルディブ	ご利用できません				
モンゴル	ご利用できません				
ラオス	ご利用できません				

お客様が滞在している国・地域	海外通信事業者	発信（円／分）			着信（円／分）
		滞在先の電話番号	日本の電話番号	その他の国の電話番号	
アイスランド	Landsiminn Island	115 円	265 円	280 円	160 円
	NOVA EHF	ご利用できません			
アイランド	Meteor Ireland	115 円	280 円	280 円	160 円
	Vodafone Ireland	115 円	280 円	280 円	160 円
アゼルバイジャン	ご利用できません				
アゾレス諸島 ※1	SONAECOM	200 円	500 円	500 円	250 円
	Vodafone Portugal	200 円	500 円	500 円	250 円
アルバニア	ご利用できません				
アルメニア	ご利用できません				
アンドラ	STA Andorra	200 円	500 円	500 円	250 円
イギリス	EE / T-Mobile / 23430	110 円	260 円	280 円	155 円
	vodafone UK / voda UK / 23415	110 円	260 円	280 円	155 円
イタリア	Iliad	80 円	280 円	280 円	110 円
	I TIM / TIM / 22201	80 円	280 円	280 円	110 円
	vodafone IT / voda IT / 22210	80 円	280 円	280 円	110 円

ウクライナ	ご利用できません				
ウズベキスタン	ご利用できません				
エストニア	AS EMT	200 円	500 円	500 円	250 円
	TELE2 EESTI AS	200 円	500 円	500 円	250 円
オーストリア	A1/ Telecom Austria/ 23201	80 円	180 円	280 円	110 円
オランダ	NL KPN / KPN B.V. / 20408	95 円	195 円	295 円	130 円
	vodafone NL / voda NL / 20404	95 円	195 円	295 円	130 円
ガーナ ※2	ご利用できません				
カザフスタン	ご利用できません				
カナリア諸島 ※3	Orange SP / Orange Espagne / 21403	80 円	180 円	280 円	110 円
	vodafone ES / voda ES / 21401	80 円	180 円	280 円	110 円
キプロス	CYTA Cyprus	115 円	265 円	280 円	160 円
	EPIC	ご利用できません			
ギリシャ	Vodafone Panafon S.A.	115 円	265 円	280 円	160 円
	Wind GREECE	115 円	265 円	280 円	160 円
キルギス	ご利用できません				

グリー ンラ ンド	ご利用できません				
クロ アチア	Télé 2 Croatia	80 円	380 円	380 円	110 円
	VIPnet d.o.o., Croatia	80 円	380 円	380 円	110 円
コン ボ	ご利用できません				
サン マリノ	I TIM / TIM / 22201	80 円	280 円	280 円	110 円
	vodafone IT / voda IT / 22210	80 円	280 円	280 円	110 円
ジブ ラルタ ル	Gibtel Gibraltar	130 円	380 円	380 円	160 円
ジャ ージー ※2	ご利用できません				
ジョ ージア	ご利用できません				
スイ ス	Salt / 22803	95 円	195 円	295 円	130 円
	Sunrise / 22802	95 円	195 円	295 円	130 円
スウ エーデ ン	Hi3G Sweden	ご利用できません			
	Telenor Sverige AB	115 円	265 円	280 円	160 円
	Telia Sverige AB	115 円	265 円	280 円	160 円
スペ イン	Orange SP / Orange Espagne / 21403	80 円	180 円	280 円	110 円
	vodafone ES / voda ES / 21401	80 円	180 円	280 円	110 円

スベ イン領 北アフ リカ	ご利用できません				
スロ バキア	ORANGE SLOVENSKO A.S.	115 円	265 円	280 円	160 円
	Téléfonica O2 Slovaquie	115 円	265 円	280 円	160 円
スロ ベニア	SI-Mobil	115 円	280 円	280 円	160 円
	Telekom Slovenije d,d,	115 円	280 円	280 円	160 円
セル ビア	ご利用できません				
タジ キスタ ン	ご利用できません				
チェ コ	Telefonica Czech Republic	115 円	280 円	280 円	160 円
	Vodafone Czech Republic	115 円	280 円	280 円	160 円
デン マーク	Hi3G Denmark	ご利用できません			
	Sonofon Denmark	115 円	265 円	280 円	160 円
	TDC A/S	115 円	265 円	280 円	160 円
	Telia A/S Denmark	115 円	265 円	280 円	160 円
ドイ ツ	o2 - de / o2 - de/ 26207	80 円	265 円	280 円	160 円
	vodafone.de / vodafone/ 26202	80 円	265 円	280 円	160 円
トル クメニ スタン	ご利用できません				

トル コ	AVEA /28603	80 円	180 円	280 円	110 円
	Vodafone Türkiye / VF- TR / 28602	80 円	180 円	280 円	110 円
ノル ウェー	Telenor Norge AS	115 円	265 円	280 円	160 円
	Telia Norge AS	115 円	265 円	280 円	160 円
バチ カン ※4	I TIM / TIM / 22201	80 円	280 円	280 円	110 円
	vodafone IT / voda IT / 22210	80 円	280 円	280 円	110 円
ハン ガリー	Telenor Magyarország Zrt.	115 円	265 円	280 円	160 円
	Vodafone Hungary Ltd.	115 円	265 円	280 円	160 円
フィ ンラン ド	DNA Finland	115 円	265 円	280 円	160 円
	TeliaSonera Finland	115 円	265 円	280 円	160 円
フェ ロー諸 島	ご利用できません				
フラ ンス	Free Mobile	110 円	260 円	280 円	155 円
	Orange F / Orange / 20801	110 円	260 円	280 円	155 円
ブル ガリア	A1 Bulgaria	115 円	280 円	280 円	160 円
	Telenor Bulgaria (Globule)	115 円	280 円	280 円	160 円
	The Bulgarian Telecommunications Company Ltd	115 円	280 円	280 円	160 円

ベラ ルーシ	ご利用できません				
ベル ギー	BASE / 20620	115 円	265 円	280 円	160 円
	Proximus / Belgacom Mobile/ 20601	115 円	265 円	280 円	160 円
	Orange Belgium / OBE /20620 / Orange B	115 円	265 円	280 円	160 円
ポー ランド	Orange Poland	115 円	280 円	280 円	160 円
	Polkomtel	115 円	280 円	280 円	160 円
ボス ニア・ ヘルツ ェゴビ ナ	ご利用できません				
ポル トガル	SONAECOM	200 円	500 円	500 円	250 円
	Vodafone Portugal	200 円	500 円	500 円	250 円
マケ ドニア	ご利用できません				
マデ イラ諸 島 ※1	ご利用できません				
マル タ	Go Mobile Malta	80 円	380 円	380 円	110 円
	Vodafone Malta	80 円	380 円	380 円	110 円
マン 島 ※2	ご利用できません				
モナ コ	ご利用できません				
モル	ご利用できません				

ヨーロッパ	ドバ					
	モンテネグロ	ご利用できません				
	ラトビア	LMT Latvia	200 円	500 円	500 円	250 円
		TELE2 Latvia	200 円	500 円	500 円	250 円
	リトアニア	Omnitel Lithuania	200 円	500 円	500 円	250 円
		TELE2 Lithuania	200 円	500 円	500 円	250 円
	リヒテンシュタイン	Mobilkom Liechtenstein	95 円	195 円	295 円	130 円
		Orange Liechtenstein	95 円	195 円	295 円	130 円
	ルーマニア	Orange Romania SA	115 円	380 円	380 円	160 円
		Vodafone Romania	115 円	380 円	380 円	160 円
	ルクセンブルク	POST Luxembourg	80 円	180 円	280 円	110 円
		Proximus	ご利用できません			
		Voxmobile Luxembourg	80 円	180 円	280 円	110 円
	ロシア	MegaFon, PJSC	95 円	395 円	395 円	135 円
Mobile TeleSystems		95 円	395 円	395 円	135 円	

※1 利用明細には通信先として「ポルトガル」と記載されます。

※2 利用明細には通信先として「イギリス」と記載されます。

※3 利用明細には通信先として「スペイン」と記載されます。

※4 利用明細には通信先として「イタリア」と記載されます。

オセアニア

お客様が滞在している国・地域	海外通信事業者	発信（円／分）			着信（円／分）
		滞在先の電話番号	日本の電話番号	その他の国の電話番号	
オーストラリア	Yes Optus / 50502	115 円	265 円	280 円	120 円
	vodafone AU/ 50503	ご利用できません			
キリバス	ご利用できません				
クック諸島	ご利用できません				
クリスマス島 （※インド洋） ※5	ご利用できません				
ココス・キリング群島 ※5	ご利用できません				
サモア	ご利用できません				
ソロモン諸島	ご利用できません				
ツバル	ご利用できません				
トケラウ諸島	ご利用できません				
トンガ	ご利用できません				
ナウル	ご利用できません				
ニウエ	ご利用できません				
ニューカレドニア	ご利用できません				
ニュージーランド	Spark	200 円	500 円	500 円	250 円
	Two Degrees Mobile	200 円	500 円	500 円	250 円
	Vodafone New Zealand	ご利用できません			
ノーフォーク島	ご利用できません				

バヌアツ	ご利用できません
パプアニュー ギニア	ご利用できません
パラオ	ご利用できません
フィジー	ご利用できません
仏領ポリネシ ア（タヒチ含 む）	ご利用できません
米領サモア	ご利用できません
マーシャル諸 島	ご利用できません
ミクロネシア 連邦	ご利用できません
ワリス・フテ ユナ諸島	ご利用できません

※5 利用明細には通信先として「オーストラリア」と記載されます。

中南米

お客様が滞在 している国・地 域	海外通信事業者	発信（円／分）			着信（円 ／分）
		滞在先の電 話番号	日本の電 話番号	その他の国の 電話番号	
アルゼンチン	ご利用できません				
アルバ	ご利用できません				
アンギラ	ご利用できません				
アンティグ ア・バーブーダ	ご利用できません				
ウルグアイ	ご利用できません				
英領バージン 諸島	ご利用できません				
エクアドル	ご利用できません				
エルサルバド ル	ご利用できません				

オランダ領アンティル (キュラソー・ボネール島)	ご利用できません				
オランダ領シント・マールテン	ご利用できません				
ガイアナ	ご利用できません				
キューバ	ご利用できません				
グアテマラ	ご利用できません				
グアドループ島	Orange Caraibe	200 円	500 円	500 円	250 円
グレナダ	ご利用できません				
ケイマン諸島	ご利用できません				
コスタリカ	ご利用できません				
コロンビア	ご利用できません				
サンピエール島・ミクロン島	ご利用できません				
ジャマイカ	ご利用できません				
スリナム	ご利用できません				
セントクリストファー・ネイビス	ご利用できません				
セントビンセント・グレナディーン諸島	ご利用できません				
セントルシア	ご利用できません				
タークス諸島・カイコス諸島	ご利用できません				
チリ	ご利用できません				
ドミニカ共和国	ご利用できません				

ドミニカ国	ご利用できません				
トリニダード・トバゴ	ご利用できません				
ニカラグア	ご利用できません				
ハイチ	ご利用できません				
パナマ	ご利用できません				
バハマ	ご利用できません				
バミューダ諸島	ご利用できません				
パラグアイ	ご利用できません				
バルバドス	ご利用できません				
プエルトリコ ※6	AT&T / AT&T Mobility / 310410	125 円	140 円	265 円	195 円
	T-Mobile / 310260 ※	125 円	140 円	265 円	195 円
フォークランド諸島	ご利用できません				
仏領ギアナ	Orange Caraibe	200 円	500 円	500 円	250 円
仏領サン・マルタン	Orange Caraibe	200 円	500 円	500 円	250 円
ブラジル	Claro	115 円	280 円	280 円	200 円
	TIM Celular	115 円	280 円	280 円	200 円
米領バージン諸島 ※6	AT&T / AT&T Mobility / 310410	125 円	140 円	265 円	195 円
	T-Mobile / 310260 ※	125 円	140 円	265 円	195 円
ベネズエラ	ご利用できません				
ベリーズ	ご利用できません				
ペルー	TIM Peru SAC.	ご利用できません			
ボリビア	ご利用できません				
ホンジュラス	ご利用できません				

マルティニク	Orange Caraibe	200 円	500 円	500 円	250 円
メキシコ	Movistar / TEMM / 334030	80 円	380 円	380 円	180 円
	TELCEL / 334020	80 円	380 円	380 円	180 円
モンセラット	ご利用できません				

※ T-Mobile のネットワーク通信事情により、2G 及び VoLTE どちらも非対応の製品ををご利用の方は、OS 標準の電話アプリによる国際通話をご利用いただけません。

※6 利用明細には、国際通話・国際 SMS（海外で OS 標準の電話アプリ・メッセージアプリ利用時）サービスの通話の着信の場合、通信先区分として「アメリカ・カナダ」と記載されます。

中東

お客様が滞在している国・地域	海外通信事業者	発信（円／分）			着信（円／分）
		滞在先の電話番号	日本の電話番号	その他の国の電話番号	
アフガニスタン	ご利用できません				
アラブ首長国連邦	Du	80 円	265 円	280 円	150 円
	Etisalat	80 円	265 円	280 円	150 円
イエメン	ご利用できません				
イスラエル	ご利用できません				
イラク	ご利用できません				
イラン	ご利用できません				
オマーン	ご利用できません				
カタール	Ooredoo	80 円	180 円	280 円	140 円
	Vodafone	80 円	180 円	280 円	140 円
クウェート	STC	90 円	380 円	380 円	220 円
サウジアラビア	ご利用できません				
シリア	ご利用できません				
バーレーン	ご利用できません				
パレスチナ自	ご利用できません				

治区	
ヨルダン	ご利用できません
レバノン	ご利用できません

アフリカ

お客様が滞在している国・地域	海外通信事業者	発信（円/分）			着信（円/分）
		滞在先の電話番号	日本の電話番号	その他の国の電話番号	
アセンション島	ご利用できません				
アルジェリア	ご利用できません				
アンゴラ	ご利用できません				
ウガンダ	ご利用できません				
エジプト	ご利用できません				
エスワティニ	ご利用できません				
エチオピア	ご利用できません				
エリトリア	ご利用できません				
ガーナ	ご利用できません				
カーボベルデ	ご利用できません				
ガボン	ご利用できません				
カメルーン	ご利用できません				
ガンビア	ご利用できません				
ギニア	ご利用できません				
ギニアビサウ	ご利用できません				
ケニア	ご利用できません				
コートジボワール	ご利用できません				

コモロ	ご利用できません
コンゴ共和 国	ご利用できません
コンゴ民主 共和国	ご利用できません
サントメブ リンシペ	ご利用できません
ザンビア	ご利用できません
シエラレオ ネ	ご利用できません
ジブチ	ご利用できません
ジンバブエ	ご利用できません
スーダン	ご利用できません
セイシェル	ご利用できません
赤道ギニア	ご利用できません
セネガル	ご利用できません
セントヘレ ナ島	ご利用できません
ソマリア	ご利用できません
タンザニア	ご利用できません
チャド	ご利用できません
中央アフリ カ	ご利用できません
チュニジア	ご利用できません
ディエゴ・ ガルシア	ご利用できません
トーゴ	ご利用できません
ナイジェリ ア	ご利用できません
ナミビア	ご利用できません
ニジェール	ご利用できません

ブルキナフ ァソ	ご利用できません				
ブルンジ	ご利用できません				
ベナン	ご利用できません				
ボツワナ	ご利用できません				
マイヨット 島	Orange Reunion	200 円	500 円	500 円	250 円
マダガスカ ル	ご利用できません				
マラウイ	ご利用できません				
マリ	ご利用できません				
南アフリカ	MTN South Africa	115 円	265 円	280 円	200 円
	Vodacom South Africa	115 円	265 円	280 円	200 円
南スーダン	ご利用できません				
モーリシャ ス	ご利用できません				
モーリタニ ア	ご利用できません				
モザンビー ク	ご利用できません				
モロッコ	Orange Maroc	115 円	280 円	280 円	200 円
	Wana Maroc	115 円	280 円	280 円	200 円
リビア	ご利用できません				
リベリア	ご利用できません				
ルワンダ	ご利用できません				
レソト	ご利用できません				
レユニオン	Orange Reunion	200 円	500 円	500 円	250 円

3 SMS 送受信料（主回線・副回線）

	日本から日本の電話番号へ SMS 送	3 円（税込 3.3 円） / 70 文字（全
--	--------------------	-------------------------

送信料金	信する	角)
	海外から日本の電話番号へ SMS 送信する	100 円 (不課税) / 70 文字 (全角) ※1
	日本から海外の電話番号へ SMS 送信する	100 円 (不課税) / 70 文字 (全角)
	海外から海外の電話番号へ SMS 送信する	100 円 (不課税) / 70 文字 (全角) ※1
受信料金	日本で SMS 受信する	無料
	海外で SMS 受信する	無料※2

※国際 SMS 送信料金は国や地域によって異なります。詳しくは Web をご確認ください。

※連続送信文字数によって 1 回あたりの SMS 送信料金の変動いたします。

※1 標準のメッセージアプリを利用した場合、海外の対象国と地域でのみ送信可能となります。

※2 標準のメッセージアプリを利用した場合、海外の対象国と地域でのみ受信可能となります。